

岩手県告示第345号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第489号）で公示した公共測量を終了した旨北上市長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市内
- 2 実施した期間 令和2年7月1日から令和3年3月19日まで
- 3 実施した公共測量の種類 デジタル空中写真測量及び写真地図作成